

◆令和7年度 交流陸上競技大会

申し合わせ事項

本大会は、(公財)日本陸上競技連盟競技規則、日本パラ陸上競技連盟競技規則、(公財)日本パラスポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」、および本大会の申し合わせ事項により実施いたします。

1 ナンバーカード

選手は主催者が交付したナンバーカードを腹部と背部(車いす使用者は車いす後部とフレーム前部)の2ヶ所に、それぞれ競技役員が確認できるように付けること。

2 練習について

競技開始前の練習は下記のとおりとする。また、競技でバックストレートを使用していない場合は練習可能だが、周囲の安全に十分に配慮し、逆走は危険なのでしないこと。

1～4レーン 立位

5～6レーン 日常用車いす

7～8レーン レーサー

※フィールド・スラローム種目は競技開始前に審判の指示に従って行うこと。

3 召集について

各種目の招集について、トラック種目はスタート場所、フィールド種目は競技場所にて競技開始

15分前までに本人および介助者が点呼を受けること。(別表競技場見取り図・競技実施場所表参照)

また、トラック種目とフィールド種目の出場が重なる場合は、トラック種目を優先することとし、必ず係員に申し出ること。

4 競技について

トラック種目

- ① すべての走競技において、スタートのコールはイングリッシュコールとする。
- ② 競技者および介助者が、他の競技者の走行を故意に妨害した場合は失格とする。
- ③ 周回を伴う追い抜きについて、前にいる競技者を抜く場合は前にいる競技者が明らかに内側の1レーンを空けている場合を除いて、外側から抜かなければならない。
- ④ 車いす使用者が100m以上の競走種目に出場する場合にはヘルメットを着用すること。
- ⑤ 車いす使用者が800m以上の競走種目に出場する場合にはレーサーを使用すること。
- ⑥ 競走競技において、立位の選手が競技中に転倒した場合、自力で転倒した位置から競技を続けられる。車いす使用者は、競技役員の介助で転倒した位置から車いすに乗り、競技を続けることができる。ただし、その時に他選手の妨げにならないこと。また、競技において有利になる介助を受けてはならない。
- ⑦ 競技中における車いすのトラブル(パンク、シャフトの破損など)が発生した場合、選手自身が解決するものについては、競技を続行することができる。
- ⑧ 車いす競技における1500m以上の競技で、最初の200mまでで衝突が起こった場合、再スタートする場合がある。

フィールド種目

- ① すべてのフィールド競技ではベスト8はおこなわず競技回数は3回とする。
- ② 投てき種目で車いす、投てき台を使用する区分では原則として3回連続で投げるものとする。なお、車いす使用者以外の選手においても競技運営上、3回連投する場合がある。
- ③ 跳躍および投てきの記録の計測は、競技運営の関係上、3回のうち最高記録のみを計測する場合がある。